

# 鶴岡市総合計画審議会 社会基盤専門委員会

平成25年11月18日  
午後1時～  
にこ♥ふる 大会議室1・2

## 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1)鶴岡市総合計画後期基本計画（社会基盤分野）の素案について

(2)その他

4 閉 会

# 基本計画の体系

## ◇現行の体系

### 第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 第1節 快適な都市環境の形成     | (1) 快適な市街地と集落の基盤形成<br>(2) 歴史や伝統・文化を大切に誇りの持てる地域づくり<br>(3) 地域の個性を生かした景観形成<br>(4) 賑わいある中心市街地の形成<br>(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備  |
| 第2節 交流・連携の推進と基盤の整備 | (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進<br>(2) 高速交通ネットワークの充実<br>(3) 情報社会に対応した環境整備の推進<br>(4) 幹線道路網の整備<br>(5) 中心市街地における歩行回遊性の向上<br>(6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理<br>(7) 公共交通ネットワークの確保<br>(8) 港湾の利活用と魅力の創出 |
| 第3節 安全・安心な生活基盤の整備  | (1) 快適で安全・安心な住まいづくり<br>(2) 住宅・建築物の耐震化の向上<br>(3) 既存ストックの維持管理と有効活用<br>(4) 安全な水の安定供給<br>(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営   |
| 第4節 治水と市土の保全       | (1) 河川の整備<br>(2) 砂防施設等の整備<br>(3) 海岸の整備   |

---

## ◇見直し体系(案)

### 第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 第1節 快適な都市環境の形成     | (1) 快適な市街地と集落の基盤形成<br>(2) 歴史や伝統・文化を大切に誇りの持てる地域づくり<br>(3) 地域の特性を生かした景観形成<br>(4) 賑わいある中心市街地の形成<br>(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・ <u>保全</u>   |
| 第2節 交流・連携の推進と基盤の整備 | (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進<br>(2) 高速交通ネットワークの充実<br>(3) 情報社会に対応した環境整備の推進<br>(4) 幹線道路網の整備<br>(5) <u>道路利用者の視点にたった市道整備と管理</u><br>(6) <u>公共交通ネットワークの確保</u><br>(7) <u>港湾の利活用と魅力の創出</u> |
| 第3節 安全・安心な生活基盤の整備  | (1) 快適で安全・安心な <u>住環境整備</u><br>(2) 住宅・建築物の耐震化の向上<br>(3) 既存ストックの維持管理と有効活用<br>(4) 安全な水の安定供給<br>(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営<br>(6) <u>雨水対策事業の促進</u>                                      |
| 第4節 治水と市土の保全       | (1) 河川の整備<br>(2) 砂防施設等の整備<br>(3) 海岸の整備   |

## 第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、  
交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の  
交流を拡大します

## 第1節 快適な都市環境の形成

### 1. 快適な市街地と集落の基盤形成

#### ○施策の方向

市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、既成市街地や既存集落の土地の有効利用に留意しながら、人口規模に応じたコンパクトな市街地を形成するとともに、地域の特性に配慮した快適な生活環境の整備を進め、美しい田園や丘陵、海岸と調和した持続可能な活力ある市街地や集落の形成を図ります。

#### ○主な施策

- ・ 都市計画マスタープランの見直し、都市再興計画の策定
- ・ 区域区分<sup>\*</sup>に基づく地域の特性に配慮した土地利用の誘導
- ・ 新たな土地利用に対応する既存ストックの活用と計画的な開発
- ・ 未利用市街化区域となっている茅原地区の区画整理事業による市街地形成

### 2. 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり

#### ○施策の方向

地域の核となる区域を生活や文化などの地域活動の拠点として位置付け、地域が持つ歴史や伝統と文化を大切に維持、発展させ、そこに住む人が誇りを持って住み続けられる地域づくりを推進するとともに、歴史的風致維持向上計画に基づき魅力ある地域の形成を図り、活性化と交流人口の拡大を促します。

- ・ 地域活動拠点区域の用途地域<sup>\*</sup>指定、地区計画<sup>\*</sup>などの活用
- ・ 住民と行政の協働によるまちづくりの促進
- ・ 歴史的風致維持向上計画に基づく事業の計画的実施
- ・ 歴史的建造物や伝統的な営みをいかしたまちづくりの推進

### 3. 地域の特性を生かした景観形成

#### ○施策の方向

これまで引き継がれてきた良好な景観を保全し、次代に継承するため、地域ごとに進めてきた景観形成の方針を位置付けた市全体の景観計画に基づき、それぞれの地域

※**区域区分**：都市計画区域を、開発できる区域と、原則開発できない区域に区分する制度で、開発できる区域を市街化区域といい、開発できない区域を市街化調整区域という。市街化区域では、市街地を計画的に整備・改善する一方、市街化調整区域では、開発行為を抑制し農村環境や自然環境を保全する。

※**用途地域**：それぞれの地域にふさわしい土地利用を誘導するための制度で、例えば、住宅街には工場や大型店が建たないように規制したり、重工業地域には住宅が建たないようにしたりするため、12種類の用途地域が定められており、用途地域ごとに建ぺい率、容積率も定められている。

※**地区計画**：既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度です。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図ります。

の豊かな特性を生かした景観形成とまちづくりを推進します。

#### ○主な施策

- ・ 大規模建築等行為の届出・規制誘導
- ・ 景観計画の拡充・推進（重要な区域、規制対象の拡充）
- ・ 建築物の高さ規制・誘導による景観保全
- ・ 景観まちづくりガイドラインの作成

### 4. 賑わいある中心市街地の形成

---

#### ○施策の方向

都市機能の集積やまちなか居住の誘導を図り、地域の特性に合わせたまちづくりを推進し、子供から高齢者までが「住み、暮らし、活動する場としての魅力ある中心市街地」の形成とその充実を図ります。

#### ○主な施策

- ・ 都市機能の集積と誘導立地
- ・ 中心密集住宅地のランド・バンク事業（住環境整備）への支援
- ・ 中心密集住宅地へのまちなか住宅建設への支援
- ・ 鶴岡公園周辺の先端性と歴史性が調和したまちづくり
- ・ 鶴岡公園周辺と中心商店街をつなぐ内川周辺のまちづくり
- ・ 「歩いて暮らせるまちづくり」の推進
- ・ 駅前地区の立地条件を活かした活動拠点支援と土地・施設の民間活用推進
- ・ 市民のまちづくり活動支援

### 5. 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全

---

#### ○施策の方向

レクリエーションの場、憩いの空間である公園、緑地の整備と保全を、市民と協働しながら推進し、市民生活の豊かさの向上、防災機能の強化を図ります。

#### ○主な施策

- ・ 多様な活動と地域の特性に配慮した公園などの整備
- ・ 市民・地域との協働・協調による整備と維持保全
- ・ 計画的な施設設備の更新

- ・ 緑と森のネットワーク形成
- ・ 桜など樹木の保護と計画的更新
- ・ ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>と防災機能の拡充

---

※ユニバーサルデザイン：障害のある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

## 第2節 交流・連携の推進と基盤の整備

### 1. 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進

#### ○施策の方向

歴史的、文化的につながりの深い新潟から秋田にかけての日本海沿岸地域の各県、各都市との間で、経済や文化、学術研究、観光、防災などにおいて、地域の特性を生かしながら、相互の機能分担や連携の強化を推進することにより地域の振興を図るとともに、環日本海地域との交流を促進します。

#### ○主な施策

- ・ 高速交通ネットワークの整備
- ・ 東北日本海沿岸地域等の自治体との連携・協力並びに環日本海交流の推進

### 2. 高速交通ネットワークの充実

#### ○施策の方向

首都圏や関西圏といった大都市圏をはじめ、日本海国土軸を一体的に構成する新潟などの日本海沿岸地域や仙台圏といった近隣地域、また環日本海沿岸諸国など海外との連携において、交流の活発化、物流の効率化を促進させる社会基盤である高速交通ネットワークの充実を推進します。

#### ○主な施策

- ・ 日本海沿岸東北自動車道早期開通
- ・ 「あつみ温泉IC」「鼠ヶ関IC」周辺整備の検討、計画策定
- ・ 山形自動車道（月山道路部分）整備促進
- ・ 庄内空港の東京線や大阪線の増便と運航ダイヤの改善
- ・ 羽越本線の新潟駅における新幹線と在来線の同一ホーム乗換など在来線高速化

### 3. 情報社会に対応した環境整備の推進

#### ○施策の方向

市民生活の向上や産業の活性化など、豊かな地域づくりのため、新たな情報通信技術を活用し、国、県や関係機関、民間事業者との連携を図りながら、情報社会に対応し

た環境を整備します。

### ○主な施策

- ・ 公衆無線LAN<sup>\*</sup>環境の整備を推進
- ・ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS<sup>\*\*</sup>）の利活用を推進
- ・ 公共データなどの情報の整備と利活用を推進

## 4. 幹線道路網の整備

---

### ○施策の方向

道路網の骨格となる国道、主要地方道、一般県道の整備を促進し、幹線道路ネットワークの強化を図ります。

### ○主な施策

- ・ 地域間の交流と物流・観光振興を支える道路ネットワークの強化
- ・ 主要地方道や一般県道の未改良区間の整備促進
- ・ 外環状道路及び都市内幹線道路の整備促進

## 5. 道路利用者の視点にたった市道整備と管理

---

### ○施策の方向

通行の快適性や利便性を求める道路利用者の様々な声に耳を傾けながら、高齢化社会への対応や安全な通学路の確保など、市民にとって安全・安心な道路整備を推進するとともに、安全で快適に利用できるよう管理します。

### ○主な施策

- ・ 交通弱者や高齢化社会に対応したバリアフリー対策
- ・ 中心部の一方通行見直しと道路改良の検討・整備
- ・ 狭あい市道の改良や安全な通学路対策の推進
- ・ 道路の防雪及び除雪対策の拡充
- ・ 道路土木施設における長寿命化修繕計画の推進
- ・ 市民と協働による道路施設の日常的管理の推進

※公衆無線LAN：無線を利用したインターネットへの接続を提供するサービス。公共施設、観光施設や店舗など街中で人の多く集まる場所に通信事業者や施設の管理者等が設置している。スマートフォンや小型のPCでの利用が増えている。

※SNS (social networking service)：インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。会員は自身のプロフィールや知人・友人関係等を、ネット全体、会員全体、特定のグループ、コミュニティ等を選択の上公開できるほか、SNS上での知人・友人等の投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができる。



## 6. 公共交通ネットワークの確保

---

### ○施策の方向

公共交通ネットワークを維持、増進し、広範な市域における市民の日常の移動手段を確保します。

### ○主な施策

- ・ 既存の民間バス路線の維持存続と地域や民間主体で行う新たな公共交通システムの導入等の支援
- ・ 羽越本線の利便性の向上、安全輸送の確保及び全線複線化の促進

## 7. 港湾の利活用と魅力の創出

---

### ○施策の方向

船舶の安全を確保し、地域の振興化策と連携した港湾の利活用を促進し、魅力の創出を図るとともに、大地震や大津波などの災害に強い港湾整備を推進します。

### ○主な施策

- ・ 大地震や大津波等の災害に強い港湾整備の推進
- ・ 地域資源を活用した地域振興化策と連携した港湾の利活用の促進

## 第3節 安全・安心な生活基盤の整備

### 1. 快適で安全・安心な住環境整備

#### ○施策の方向

住宅施策の指針となる「住生活基本計画」に基づき、高齢者・障害者などの住宅困窮者のための住宅セーフティネットの構築を図るとともに、空き家などの適正管理及び発生抑制につながる住環境整備の推進、鶴岡の気候風土に合わせ培われてきた職人の技術・材料による快適な住まいづくりを推進します。

#### ○主な施策

- ・ 公営住宅の計画的整備・保全と民間住宅活用型住宅セーフティネットの構築
- ・ 空き家、空き地の適正管理と利活用による良好な住環境整備の推進
- ・ 地域資源の活用と地域の活性化につながる住宅建設の促進
- ・ 住宅リフォーム支援事業の推進

### 2. 住宅・建築物の耐震化の向上

#### ○施策の方向

庄内平野東縁帯を震源とする大地震が将来発生することが予測されていることから、建築物の倒壊被害などを最小限に抑えるため、住宅や建築物の耐震改修等を促進します。

#### ○主な施策

- ・ 一般住宅の耐震改修等への計画的支援
- ・ 特定建築物の耐震改修促進
- ・ 耐震改修等への相談体制及び情報提供の充実
- ・ 市有施設の耐震診断及び耐震化の推進

### 3. 既存ストックの維持管理と有効活用

#### ○施策の方向

市有施設については年々老朽化が進んでおり、特に大規模で設備機器の比重が高い施設で修繕や改修が必要となるものが急増することが予測されることから、必要な新

増改築を厳選して進める一方、既存施設の計画的な維持改修により、施設の延命化や更新時期の平準化を図り、より多くの市民が施設を長く有効に活用できるように努めます。

#### ○主な施策

- ・ 市有施設の維持保全計画策定指針の策定及び長寿命化に向けた維持管理の実施
- ・ 市有施設の有効活用の推進

### 4. 安全な水の安定供給

---

#### ○施策の方向

水道は、快適な市民生活や産業活動などに不可欠な社会資本であることから、安全な水の安定供給を行います。

#### ○主な施策

- ・ 老朽化施設と管路網の更新
- ・ 災害に強い施設と管路網の整備
- ・ 被災後の迅速な復旧体制の確立
- ・ 組織、事務作業などの見直し

### 5. 下水道事業の健全経営と効率的な運営

---

#### ○施策の方向

公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため未普及地域の整備を推進するとともに、資源循環型社会の形成に寄与するため下水道資源を有効活用します。また、施設の効率的な維持管理を行うとともに、下水道事業の健全な経営を進めます。

#### ○主な施策

- ・ 効率的な下水道整備事業の展開
- ・ 災害に強い施設整備の推進
- ・ 事業継続性強化のための適切な施設改築・更新事業の推進
- ・ 下水道資源による循環型社会形成の促進
- ・ 下水道経営計画に基づく事業経営基盤強化の推進

## 6. 雨水対策事業の促進

---

### ○ 施策の方向

近年、短時間に局所的に発生する集中豪雨により、特に市街地においては道路冠水や低い土地における床上、床下浸水による被害が多発していることから、雨水対策事業の促進により浸水被害を未然の防除し、市民生活の安全安心の向上に努めます。

### ○主な施策

- ・ 道路側溝等の検証と対策工事の実施
- ・ 公共下水道事業（雨水）による幹線排水路の整備促進

## 第4節 治水と市土の保全

### 1. 河川の整備

---

#### ○施策の方向

近年、地球温暖化の影響と思われる、これまでの想定を大きく越える記録的な集中豪雨が多発傾向にあることから、洪水から市民の生命や財産を守り、社会基盤の安全を図るため、河川の整備を推進します。また、施設の適正な維持管理により、持続的治水機能を確保し、良好な河川環境の保全を図ります。

#### ○主な施策

- ・ 主要河川の改修促進
- ・ 生態系や自然環境に配慮した河川整備の推進
- ・ 市民協働による河川環境の維持・保全の推進

### 2. 砂防施設等の整備

---

#### ○施策の方向

土石流や土砂崩れなどの土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防などの防災施設の整備を推進します。

#### ○主な施策

- ・ 砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の整備推進

### 3. 海岸の整備

---

#### ○施策の方向

冬季風浪などによる海岸の浸食を防ぎ、美しい浜辺を保全するため、自然との調和に配慮した海岸保全施設の整備を推進するとともに、市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、美しい水辺環境づくりを推進します。

#### ○主な施策

- ・ 海岸保全施設（堤防、護岸、砂浜等）の整備推進
- ・ 市民協働による海岸美化活動の推進